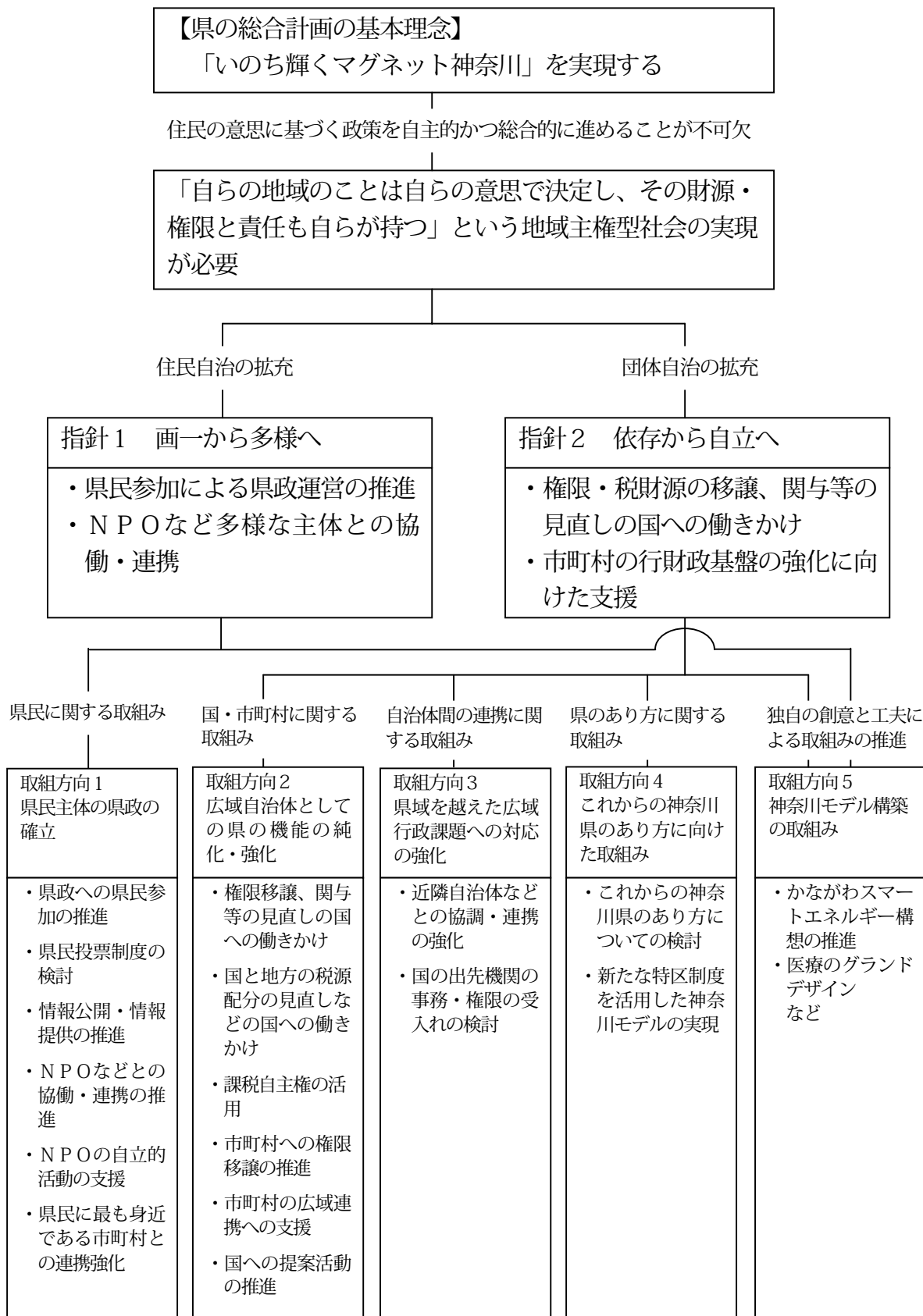




地域主権実現のための指針
点検報告書

平成27年3月

地域主権実現のための指針（平成24年10月）の概要



目次

I	指針の点検について	1
II	取組内容ごとの主な取組み・成果	2
	取組方向1 県民主体の県政の確立	2
	(取組内容)	
	1 県政への県民参加の推進	
	2 県民投票制度の検討	
	3 情報公開・情報提供の推進	
	4 NPOなどとの協働・連携の推進	
	5 NPOの自立的活動の支援	
	6 県民に最も身近である市町村との連携強化	
	取組方向2 広域自治体としての県の機能の純化・強化	6
	(取組内容)	
	1 権限移譲、関与等の見直しの国への働きかけ	
	2 国と地方の税源配分の見直しなどの国への働きかけ	
	3 課税自主権の活用	
	4 市町村への権限移譲の推進	
	5 市町村の広域連携への支援	
	6 国への提案活動の推進	
	取組方向3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化	12
	(取組内容)	
	1 近隣自治体などとの協調・連携の強化	
	2 国の出先機関の事務・権限の受入れの検討	
	取組方向4 これからの神奈川県のあるべきあり方に向けた取組み	13
	(取組内容)	
	1 これからの神奈川県のあるべきあり方についての検討	
	2 新たな特区制度を活用した神奈川モデルの実現	
	取組方向5 神奈川モデル構築の取組み	13
III	点検結果のまとめ	14
	1 取組期間における地方分権改革の動向	
	2 取組方向ごとの点検結果	
	3 今後の地方分権改革の推進に向けて	

I 指針の点検について

<点検の趣旨>

本県は、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その財源、権限と責任も自らが持つ社会の実現をめざして、平成24年（2012年）10月に、26年（2014年）度末までの3年間を取組期間とする「地域主権実現のための指針」を策定しました。

この中で、「画一」から「多様」へ（住民自治の拡充）と、「依存」から「自立」へ（団体自治の拡充）といった2つの指針と、それに基づく5つの取組方向を定め、様々な取組みを推進してきました。

本年度は、取組期間の最終年度となることから、今後の地方分権改革の推進に向けた取組みに活かすため、本指針による取組みやその成果の点検を行いました。

<点検の構成>

点検は次のような構成となっています。

- | | | |
|-----------|-----|---------------------|
| 2～13 ページ | II | 取組内容ごとの主な取組み・成果 |
| 14～17 ページ | III | 点検結果のまとめ |
| | | 1 取組期間における地方分権改革の動向 |
| | | 2 取組方向ごとの点検結果 |
| | | 3 今後の地方分権改革の推進に向けて |

<点検の方法>

IIでは、「取組方向」ごとに実施した「取組内容」について、平成24年度から26年度までの3年間の「主な取組み・成果」を確認しました。

IIIでは、IIに基づき、1の「取組期間における地方分権改革の動向」を踏まえ、2の「取組方向ごとの点検結果」を取りまとめ、3の「今後の地方分権改革の推進に向けて」を点検全体のまとめとしています。

Ⅱ 取組内容ごとの主な取組み・成果

取組方向1 県民主体の県政の確立

(1-1) 県政への県民参加の推進

県民と知事が直接意見交換する「対話の広場」の開催や「わたしの提案」制度など、県民が県政に参加する多様な機会の確保に努め、県政への県民参加を一層推進します。

主な取組み・成果

- 県政に関する様々なテーマについて、県民と知事が直接意見交換をする「対話の広場」を県内各所で開催（25回）し、3年間で計3,700人を超える参加がありました。
- 「わたしの提案」制度により、県民から3年間で計7,500通を超える提案が寄せられました。これらの提案や知事に寄せられた手紙を受けて、子ども向けのホームページの作成や、県施設への海拔表示看板の設置、県立学校に通う高校生の入院時の学習支援の開始など、事務・事業の改善に活用しました。
- 本県の地方分権改革の取組みを分かりやすく紹介するウェブ講座を配信し、3年間で計8,300件を超えるアクセス数がありました。また、職員が県内各地に出向いて地方分権改革について説明する出前講座を実施し、3年間で計150人以上の参加がありました。
- 高校生が様々なテーマについて議論し政策提言を行う「かながわハイスクール議会」を、日本青年会議所神奈川ブロック協議会との共催により実施しました。平成26年度には、政策提言を受けて、高校生が講師になり教員を対象にしたSNS講座を実施することとしました。

(1-2) 県民投票制度の検討

県政に関する重要な事項について県民の意思を問うための県民投票制度について、「神奈川県県民投票制度あり方検討会」における、両論併記となった論点や実務面での課題などの検討結果を踏まえ、国の動向を見極め、改めて検討します。

主な取組み・成果

- 県民投票を実施する場合に必要な投票資格者名簿の調製や投開票事務の執行について、市町村選挙管理委員会との協力関係を規定し、県民投票の対象や投票結果の効力等は条例に委ねる仕組みとするよう、毎年度国に法整備を提案しました。

(1-3) 情報公開・情報提供の推進

情報公開制度を適切に運用するとともに、県が保有する情報を積極的に公表・提供し、県民との情報の共有化を図ります。

主な取組み・成果

- 保存期間10年以上の行政文書の件名等の一覧である保存文書目録について、平成24年度作成分から個々の文書件名をホームページにおいて検索できるようにし、3年間で約7,000件の登録を行いました。
- 平成14年度に公表を開始した附属機関等の会議記録に加え、平成25年度から学識経験者・専門家（アドバイザー）等から個別に意見聴取を行った内容について、情報提供を行うこととしました。
- 平成26年3月に策定した「電子化全開宣言行動計画」に基づき、新たな行政情報提供のあり方として、オープンデータ¹による積極的な公共データの公開に取り組んでいくこととし、平成26年度には、「旧東海道」をテーマに、観光情報を公開しました。
- ホームページ、SNS、テレビ、ラジオ、県のたより、記者発表等、多様な媒体を活用した情報提供を行い、特にツイッターを活用した情報提供では年々フォロワー数が増加を続けており、平成26年度には約44,000人(1月末現在)となっています。

(1-4) NPOなどとの協働・連携の推進

多様な県民ニーズに的確かつ柔軟に応え、活力ある地域社会づくりを進めるために、県民、NPO、企業などとの協働・連携を一層推進します。

主な取組み・成果

- 企業とNPOを仲介し、マッチングの機会を提供する「パートナーシップミーティング」を平成24年度に開始し、26年度には大学を加え、多様な主体による協働を実現しました。
(協働件数 24年度：11件、25年度：19件、26年度：21件(1月末現在))
- 「かながわボランティア活動推進基金21」を活用し、ボランティア団体と県の協働事業を実施したほか、ボランティア活動への補助や表彰を行いました。
(協働事業数 24年度：11件、25年度：11件、26年度：10件)
- 「大学発・政策提案制度」により、県内大学から提案された、「発達障害の子育て支援システムに対する提案」など10件の政策提案を公開コンペ等を通じて採択し、大学と県との協働事業として実施しました。
(採択数 24年度：3件、25年度：4件、26年度：3件)

¹ 行政が保有する公開可能なデータを民間が編集・加工しやすい形式でインターネット上に提供すること。

(1-5) NPOの自立的活動の支援

地域課題の解決や地域活性化に取り組むNPOやボランティアなどの交流や学習の機会を提供するとともに、寄附文化の醸成や税制上の優遇措置など、NPOの自立的活動を支援します。

主な取組み・成果

- NPOやボランティア活動に携わり、地域課題の解決や活性化に取り組む人材を育成する「かながわコミュニティカレッジ」において、活動に役立つ技術や知識を身につけるための講座を開講しました。
(講座数 24年度：34講座、25年度：34講座、26年度：35講座)
- 寄附者が個人県民税の税制優遇を受けられるNPO法人の指定を進め、県内市町でも同様の制度が導入されるなど、寄附文化の醸成を図りました。
(指定数 24年度：21法人、25年度：36法人、26年度：42法人(見込み))
- 平成23年度から24年度まで、国の交付金を基に新設した「神奈川県新しい公共支援事業基金」を活用し、新しい公共²の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しするため、財務体質改善や広報力の向上等に向けた支援を実施しました。
- 「かながわボランティア活動推進基金21」を活用した「ボランティア団体成長支援事業」を平成25年度に開始し、ボランティア団体への支援を中間支援組織に委託することにより、活動の実情に応じた柔軟な支援を行うこととしました。
(支援対象団体数 25年度：12団体、26年度：21団体)

² 従来は官が独占してきた領域を官以外に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民、NPO、企業等が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。

(1-6) 県民に最も身近である市町村との連携強化

地方自治体のトップ同士が率直な意見交換を行う市長会議、町村長会議、県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会、地域別首長懇談会をはじめ、各事業分野における様々な取組みを通じて市町村との連携強化を図るとともに、市町村にかかわる特に重要な県の政策について、県民に最も身近である市町村の意見を県の政策に反映させるため、「県と市町村の協議体制」の着実な運用に努めます。

主な取組み・成果

- 知事と市町村長が意見交換を行う市長会議、町村長会議や地域別首長懇談会を開催し、意見交換を通じて、市町村との連携強化や、市町村の意見を県の施策に反映するよう努めました。

(会議等開催数 24年度：6回、25年度：7回、26年度：7回)

- 県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会を毎年度開催し、連携した取組みを推進しました。

(主なテーマ)

- ・ロボット産業による地域活性化の取組み、生活保護受給者に対する自立支援 等(24年度)
- ・水素ステーションの整備促進、子どものネット依存症対策 等(25年度)
- ・国家戦略特区及び総合特区を活用した取組みの推進、男女の活躍を推進する子育て支援 等(26年度)

取組方向2 広域自治体としての県の機能の純化・強化

(2-1) 権限移譲、関与等の見直しの国への働きかけ

県・市町村への権限移譲や関与等の見直しなどについて、他の自治体とも連携して、国に対して強く働きかけます。また、地域主権戦略大綱に基づく義務付け・枠付けの見直しに関する法制化の措置に対して、必要となる条例の制定や体制の整備などに適切に取り組みます。

主な取組み・成果

- 国からの権限移譲の実現や義務付け・枠付けの更なる見直しについて、本県単独での提案を行うとともに、全国知事会、九都県市首脳会議等を通じて他の自治体とも連携して国への働きかけを行いました。
- 平成25年6月に成立した第3次一括法³により、義務付け・枠付けの見直し及び都道府県から指定都市等への権限移譲が行われました。
(主な内容)
 - 【義務付け・枠付けの見直し】
私立学校審議会の委員定数の廃止など
 - 【都道府県から指定都市等への権限移譲】
高度管理医療機器販売業務の許可権限など
- 平成26年5月に成立した第4次一括法により、国から都道府県等への権限移譲及び都道府県から指定都市への権限移譲が行われました。
このうち、県費負担教職員の給与負担・学級編制基準等の権限については、関係道府県と指定都市が自主的に協議を行い、権限とそれに伴う税源移譲に合意したことを踏まえて、国により法整備がされたものです。
(主な内容)
 - 【国から都道府県への権限移譲】
看護師等の養成施設の指定・監督権限など
 - 【都道府県から指定都市への権限移譲】
県費負担教職員の給与負担・学級編制基準等の権限など
- これらの国の動きを受けて、必要な条例の整備や、庁内の体制整備に取り組んでいます。
- 平成24年度から、中高年齢者・女性の就業支援について、国機関（ハローワーク）と県機関との間で一体的取組みを実施し、相談から職業紹介まで一貫したサービスの提供を行いました。
- 平成26年4月に新たに導入された「提案募集方式⁴」を活用し、全国最多の129件の提案を行い、32件について対応が図られることとなりました。

³ 国が地方分権改革を推進するため、関連法律を一括して改正するための法律。第1次から第4次まであり、第1次から第3次一括法で義務付け・枠付けの見直しが行われたほか、第2次及び第3次一括法では都道府県から市町村への権限移譲、第4次一括法では国から都道府県等、都道府県から指定都市への権限移譲が行われた。

⁴ 権限移譲、規制緩和に関し、これまでの委員会からの勧告を受けて検討する方式に替えて、地方公共団体等から提案を募集し、国が実現に向けて検討する取組み。

(一括法等による権限移譲の状況)

	24年度	25年度	26年度 (見込み)
国からの県への移譲事務数(※1)	—	—	50
県から指定都市等への移譲事務数(※2)	—	2	30

※1 全国知事会が平成22年7月に移譲すべきであった事務数は296事務。このうち、地方分権改革有識者会議が平成25年9月に「当面の方針」で「移譲等に向けて検討を進める」とした事務数は100事務。

※2 第30次地方制度調査会答申において、「都道府県から指定都市への移譲を検討すべき」とされた事務数は73事務。

(義務付け・枠付けの見直しの状況)

	24年度	25年度	26年度
義務付け・枠付けの見直し条項数(累計)(※1)	649	977	977
「従うべき基準」 ⁵ が含まれる条項数(累計)(※2)	29	35	35

※1 第1次及び第2次一括法等により平成24年度までに649条項の見直しが行われ、また、第3次一括法等により平成25年度に328条項の見直しが行われた。これは、地方分権改革推進委員会の第2次勧告における4,076条項のうち、第3次勧告において重点事項とされた889条項と、国の第3次・第4次見直しにおける427条項(計1,316条項)の一部。

※2 義務付け・枠付けの見直しが行われた条項のうち、「従うべき基準」は、主に施設・公物設置管理の基準に設定されている。施設・公物設置管理の基準の見直しは24年度が62条項、25・26年度は68条項。

(2-2) 国と地方の税源配分の見直しなどの国への働きかけ

自立的な税財政システムの確立に向けて、国と地方の税源配分や国庫補助金、地方交付税の見直しなどについて、市町村と連携するとともに全国知事会などを通じて、国に対して強く働きかけます。

主な取組み・成果

- 地方自治体が自らの権限と財源に基づく行政を展開するため、税源移譲や地方交付税の充実確保について、本県単独での提案を行うとともに、全国知事会、九都県市首脳会議等を通じて他の自治体とも連携して国への働きかけを行いました。
- 地方交付税の代替措置である臨時財政対策債⁶は、財政力指数の高い地方自治体に多く配分されていますが、平成26年度は、その配分について一定の見直しが図られました。

⁵ 義務付け・枠付けを見直しに当たって、省令で「枠付け」と同様の基準を定め、地方自治体が条例を整備する際に、それに従わなければならないと法律に定められた基準。

⁶ 平成13年度の地方財政対策において、交付税特別会計での借入れにより地方交付税総額を増加させて地方財源の不足に対処してきた従来の方式に代わり、地方自治体が地方交付税の不足分の代わりに発行することとされた赤字特例債。臨時財政対策債の元利償還金相当額については、後年度の地方交付税で措置されることとなっている。

(2-3) 課税自主権の活用

地域のニーズに応じた行政サービスの充実と政策目的実現の観点から、課税自主権の活用に努めます。

主な取組み・成果

- 「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」に基づき、水源環境を保全・再生し、良質な水を安定的に確保する財源に充てるため、個人県民税の超過課税（水源環境保全税）を実施（平成24年4月～平成29年3月）し、3年間で約113億円を森林・河川の保全・再生などに活用しました。
（活用額 24年度: 33億円 25年度: 35億円 26年度: 45億円(見込み)）

- 道路等の社会基盤整備に要する財源に充てるため、法人県民税・事業税の超過課税を実施（平成22年11月～平成27年10月）し、3年間で約504億円を自動車専用・幹線道路網の整備などに活用しました。
（活用額 24年度: 154億円 25年度: 170億円 26年度: 180億円(見込み)）

- なお、本県が課税自主権を活用して創設した臨時特例企業税については、平成25年3月の最高裁判決により違法・無効とされ、新たな法定外普通税の創設は困難な状況です。このため、課税自主権の積極的な活用が可能となるよう、他の自治体とも連携して国に対し法整備を働きかけました。

(2-4) 市町村への権限移譲の推進

市町村が住民に身近な行政を総合的に実施できるようにするため、地域主権戦略大綱に基づく権限移譲にとどまらず、県独自の権限移譲を進めます。

主な取組み・成果

- 住民に身近な事務は市町村ができる限り担い、市町村が担うことが難しい広域にわたる事務は、県が担うという役割分担の考え方から、県から市町村への権限移譲を進めました。
- 市町村への権限移譲については、法令の改正による移譲に加え、県独自の取組みとして、条例による事務処理の特例制度⁷を活用し、平成26年度までに計1,232事務の権限移譲を行いました。
- 平成17年度からは、一定のまとまりのある権限を計画的に移譲する「包括的権限移譲の仕組み⁸（チャレンジ市町村制度）」を導入し、平成24年度以降、パスポートの発給申請受理事務など計10項目の移譲を行いました。
- 指定都市が重点的に移譲を求める事務権限について、平成24年度に設置した「県と指定都市との意見交換会」で協議を行い、平成27年度から法令により移譲が予定される幼保連携型に加えて、それ以外の認定こども園の認定事務を移譲することとしました。

⁷ 地方自治法第252条の17の2により、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、都道府県の条例で定めるところにより、市町村が処理することとすることができる制度（平成11年創設）。

⁸ 市町村への移譲対象となる複数の権限を、行政課題や行政分野、市町村が現に担っている事務との関わりなどの観点から分類し、権限のまとまりを形成した上で、市町村に提示し、原則として、そのまとまりを単位として権限を移譲する仕組み。

(2-5) 市町村の広域連携への支援

市町村の行財政基盤の強化に向けて、これまでの個別市町村への支援に加え、市町村の広域連携の取組みを支援します。

主な取組み・成果

- 市町村が、近隣市町村と共同して広域的課題の解決を図る取組みに対し、財政支援及び人的支援を行いました。
- 平成24年度に、市町村における広域連携の取組みに対する財政支援を充実させました。
 - (市町村自治基盤強化総合補助金)
 - 従前の補助金と比較した特例的な扱い
 - ・対象事業：ハード事業→ハード事業＋ソフト事業
 - ・補助率：1/3→1/2
 - ・補助上限額：5千万円→1億円
 - (市町村振興資金貸付金)
 - 従前の貸付金からの変更点
 - ・貸付利率：政府資金利率→政府資金利率×2/3又は5/6
 - ・貸付限度額：6.5億円→8億円
- 平成21年度から、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町におけるパスポートの共同発給事務の検討を進めていた湘南広域都市行政協議会へ県職員を派遣し人的支援を行うとともに、平成24年度から、「湘南パスポートセンター」準備等の費用に対して「市町村自治基盤強化総合補助金」による財政支援を行いました。
- 平成25年3月の県西地域（2市5町）の消防広域化に際し、県としての支援組織を設置し、施設整備に対し財政支援を行うとともに、市町間の調整や助言による人的支援を行いました。

(2-6) 国への提案活動の推進

地方自治体の裁量権の拡大や県政運営に係る政策・制度の整備、充実、改善などに関し、国に対して様々な提案などを行います。

主な取組み・成果

- 本県が行っている国への提案活動である「国の施策・制度・予算に関する提案」については、毎年度、政策課題に的確に対応した提案項目を選定し、府省等への活動を実施した結果、平成24年度実施分については17事項が、平成25年度実施分については24事項が措置又は一部措置されました。

(主な新規提案)

- ・WHO推奨ワクチンの定期接種化と財源の確保 (24年度)
- ・PM2.5対策の推進 (25年度)
- ・総合特区制度の充実 (25年度)
- ・ガソリンベーパー対策の推進 (26年度)
- ・風しん対策の強化 (26年度)

(国により措置又は一部措置された主な提案)

- ・小児用肺炎球菌等のワクチンの定期接種化及び財源措置 (24年度)
- ・県費負担教職員の給与負担・学級編制基準等の権限移譲 (25年度)
- ・西湘海岸(大磯・二宮海岸)の保全対策の国による実施 (25年度)

取組方向3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化

(3-1) 近隣自治体などとの協調・連携の強化

環境問題対策、防災・危機管理対策など、県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、九都県市首脳会議や山梨・静岡・神奈川三県サミットなど、近隣自治体などとの協調・連携を強化します。

主な取組み・成果

- 九都県市首脳会議では、各首脳からの提案に基づいて意見交換を行い、合意された事項について国への働きかけを行うとともに、常設の委員会等において共同の取組みを実施しました。

(国への働きかけの結果実現した主な事項)

- ・臨時財政対策債の配分率の見直し(26年度)

(主な共同実施事項)

- ・ディーゼル車の運行規制(24、25、26年度)
- ・関西広域連合と九都県市の災害時相互応援協定の締結(25年度)
- ・再生可能エネルギー活用セミナーの開催(24、25、26年度)

- 山梨・静岡・神奈川三県サミットでは、三県の合意に基づき、共同の取組みを実施しました。

(主な共同実施事項)

- ・ドクターヘリの共同運航(26年度)
- ・富士山火山三県合同防災訓練(26年度)
- ・外国人観光客の誘致促進に向けた富士箱根伊豆地域周遊コースの共同PR(24、25、26年度)

(3-2) 国の出先機関の事務・権限の受入れの検討

地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるよう、国の出先機関の原則廃止に向けて、それに伴う事務・権限の受入れについて検討を進めます。

【再掲：(2-1) 権限移譲、関与等の見直しの国への働きかけ】

※ 6頁をご参照ください。

取組方向4 これからの神奈川県のある方に向けた取組み

(4-1) これからの神奈川県のある方についての検討

道州制をめざす中で、大都市制度に関する議論や広域連携の実績などを踏まえつつ、これからの本県のある方について、県民や市町村と意見交換を行いながら検討を進め、新たな特区制度の創設を国に提案するなどに取り組めます。

主な取組み・成果

- 平成24年11月に設置した「県と指定都市との意見交換会」において、指定都市が目指す大都市制度やこれからの神奈川県のある方について意見交換を行いました。
- これからの神奈川県のある方を検討し、平成24年12月には、県民や市町村の意見も踏まえ「これからの神奈川県のある方について（案）」を策定しました。
- 平成25年6月には、現行の都道府県単位で国から大幅な権限移譲や規制緩和を受けられるための「新たな特区制度」の創設について国に提案しました。
- 平成18年度以降、道州制導入の検討を開始するための法律の制定を、毎年度国に提案しました。

(4-2) 新たな特区制度を活用した神奈川モデルの実現

新たな特区制度を活用して、国からの事務・権限の移譲や規制緩和を実現し、神奈川の創意と工夫による先進的な取組み「神奈川モデル」の実現をめざします。

神奈川モデルについては、次の取組方向5「神奈川モデル構築の取組み」に記載しています。

取組方向5 神奈川モデル構築の取組み

「かながわグランドデザイン 実施計画」では、先進性や発展性を持った県の重点政策を分野横断的にまとめた27のプロジェクトを中心に、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までの3年間で取り組む政策を示しています。

県民、NPO、企業、団体、市町村などと情報や目的を共有しながら、神奈川の総力を結集し、新たな政策をともに創り、全国の先駆けとなる「神奈川モデル」として発信することとし、地域に必要なことを独自の創意と工夫によって実現させる取組みを進めることとしています。

「かながわグランドデザイン 実施計画」に位置付けられた9つの「神奈川モデル」について、それぞれ取組みを進めました。

【9つの「神奈川モデル」】

- ・かながわスマートエネルギー構想の推進
- ・医療のグランドデザイン
- ・「いのちの授業」
- ・「水のさと かながわ」づくり
- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の推進
- ・ビッグレスキューかながわ
- ・医食農同源の推進
- ・にぎわい拠点づくり
- ・かながわ国際ファンクラブ

Ⅲ 点検結果のまとめ

1 取組期間における地方分権改革の動向

本指針の取組期間である平成24年度から26年度においては、国の地方分権改革の取組みとして、第3次一括法により、多くの義務付け・枠付けの見直し等が行われ、第4次一括法により、初めて国からの権限移譲が実現するなど、大きな動きがありました。

また、本県においても、県政への県民参加の推進や県から市町村への権限移譲など、着実に取組みを進めています。

例えば、

- ・ 第4次一括法により、県費負担教職員の給与負担や学級編制等の権限が県から指定都市へ移譲され、指定都市において、より柔軟な教員配置を可能としました。
- ・ 本県独自の権限移譲として、パスポートの発給申請受理事務を県から希望する市町へ移譲し、住民に身近な場所でのパスポート取得を可能としました。
- ・ また、認定こども園の認定権限を県から指定都市へ移譲し、相談窓口の一本化による利用者の利便性の向上を図るとともに、指定都市において保育施策を一元的・効果的に展開することを可能としました。

このように、地方分権改革の進捗に伴い、県民サービスの向上が図られています。

2 取組方向ごとの点検結果

【取組方向1 県民主体の県政の確立】

県民からの信託を受けた県議会と県知事による二元代表制のもと、県民の意思と責任に基づく県民主体の県政をめざします。

(取組内容)

- 1 県政への県民参加の推進
- 2 県民投票制度の検討
- 3 情報公開・情報提供の推進
- 4 NPOなどとの協働・連携の推進
- 5 NPOの自立的活動の支援
- 6 県民に最も身近である市町村との連携強化

県政への県民参加や、情報公開・情報提供、NPOとの協働・連携など、多くの取組みが県の施策として定着するとともに、「わたしの提案」制度による県民意見の反映や、四首長懇談会等を通じた市町村との連携など、多くの取組みで成果が認められます。

今後とも、より効果的な施策展開を図るとともに、新たな課題への対応も検討しながら、引き続き着実に取り組んでいく必要があります。

【取組方向2 広域自治体としての県の機能の純化・強化】

国・県・市町村の適正な役割分担のもと、広域自治体としての県の機能をさらに純化・強化します。

(取組内容)

- 1 権限移譲、関与等の見直しの国への働きかけ
- 2 国と地方の税源配分の見直しなどの国への働きかけ
- 3 課税自主権の活用
- 4 市町村への権限移譲の推進
- 5 市町村の広域連携への支援
- 6 国への提案活動の推進

(権限移譲・関与等の見直し)

- ・ 国からの権限移譲が初めて実現しましたが、地方が求めていた事務のうち、一部の移譲に止まっています。また、義務付け・枠付けについては、見直しが行われましたが、「従うべき基準」が設定されるなど十分なものではなく、課題が残されています。

(税源配分の見直し)

- ・ 地方自治体の仕事量に見合った、国からの税源移譲は実現していません。また、地方交付税については、臨時財政対策債は廃止されず、その配分について一定の見直しが図られたものの、財政力指数の高い地方自治体に多く配分されています。また、国は、地方自治体間の税収格差の是正を目的として、平成20年度に、地方税の一部を国税化して「地方法人特別税⁹」を創設し、さらに、26年度には、同様の趣旨で「地方法人税¹⁰」を創設するなど、地方分権の趣旨に反した制度改正が行われています。

(市町村への権限移譲)

- ・ 市町村が住民に身近な行政を総合的に実施できるようにする観点から、市町村との協議会を設置し権限移譲を進めており、引き続き取り組んでいく必要があります。特に、指定都市については、法令による県との役割分担を今日的視点で見直す必要があれば、協議会に加え、「県と指定都市との意見交換会」における提案を受けて、引き続き協議を進めていく必要があります。一方で、小規模な市町村では、専門知識を有する職員の配置を含む事務執行体制の整備が困難であること等により、移譲の希望に至らないなどの課題があります。

(市町村の広域連携への支援)

- ・ 市町村の取組みに対する財政支援や人的支援を充実させるなど、成果が認められます。また、人口減少社会における地方自治体の弾力的な広域連携の仕組みとして、地方自治法の改正により新たに「連携協約制度¹¹」等が導入されましたので、これらを活用した取組みへの支援も検討していく必要があります。

このように、成果が認められる取組みはあるものの、多くの取組みで課題が残されていることから、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、税源移譲や地方交付税の充実確保に関する課題については、国に対し更に強力に働きかけを行う必要があります。

また、市町村への県独自の権限移譲や市町村の広域連携への支援についても、引き続き取り組んでいく必要があります。

⁹ 平成20年度の税制改正において導入された制度で、都道府県税である法人事業税の一部を国税化し、国が地方法人特別譲与税として各都道府県に配分するもの。

¹⁰ 平成26年度の税制改正において導入された制度で、都道府県税・市町村税である法人住民税法人税割の一部を国税化し、地方交付税の原資として地方交付税特別会計に繰り入れるもの。

¹¹ 平成26年度の地方自治法改正において導入された制度で、地方公共団体間で連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約を結ぶもの。別に組織（組合や協議会）を作るものではない。

【取組方向3 県域を越えた広域行政課題への対応の強化】

県域を越えた広域行政課題に適切に対処するため、自治体間のさらなる連携強化などに取り組みます。

(取組内容)

- 1 近隣自治体などとの協調・連携の強化
- 2 国の出先機関の事務・権限の受入れの検討

九都県市首脳会議では、今日的な課題について国への働きかけを行うとともに環境対策や防災危機管理対策などに共同で取り組んでいます。また、山梨・静岡・神奈川三県サミットでは、観光振興や防災対策などに共同で取り組んでおり、成果が認められます。

今後とも、広域行政課題に的確に対応しながら、国への提案や事業の共同実施について、引き続き取り組んでいく必要があります。

※ 取組内容2「国の出先機関の事務・権限の受入れの検討」については、取組方向2の中で点検を行っています。

【取組方向4 これからの神奈川県のあるべきあり方に向けた取組み】

地域主権型社会にふさわしい行政システムへの転換に向け、これからの神奈川県のあるべきあり方について検討を進めます。

(取組内容)

- 1 これからの神奈川県のあるべきあり方についての検討
- 2 新たな特区制度を活用した神奈川モデルの実現

大都市制度について、県内指定都市と意見交換を行うとともに、平成24年12月に「これからの神奈川県のあるべきあり方について（案）」を取りまとめるなど、本県として一定の取組みを行いました。

国においては、指定都市が提案している「特別市¹²」について、第30次地方制度調査会答申では、意義が認められる一方で、課題も指摘されました。その後、「特別市」自体の検討は行われていませんが、地方自治法の改正により「総合区」の創設など一定の対応が図られました。

また、現行の都道府県単位で国から大幅な権限移譲や規制緩和を受けるための「新たな特区制度」は創設されませんでした。第4次一括法により、現行制度で国からの権限移譲が実現しました。

さらに、道州制については、国政レベルで導入の検討を開始するための法律の制定が議論されています。

こうした国の動きがあることから、引き続き国の動向を注視する必要があります。

※ 権限移譲・規制緩和に係る取組みについては、取組方向2の中で点検を行っています。

¹² 指定都市が市町村と都道府県の事務の双方を担い、地域の行政を運営する考え方。県内各指定都市は、「特別自治市制度」として創設を提案している。

【取組方向5 神奈川モデル構築の取組み】

「かながわグランドデザイン実施計画」では、先進性や発展性を持った県の重点政策を分野横断的にまとめた27のプロジェクトを中心に、2012（平成24）年度から2014（平成26）年度までの3年間で取り組む政策を示しています。

県民、NPO、企業、団体、市町村などと情報や目的を共有しながら、神奈川の総力を結集し、新たな政策をともに創り、全国の先駆けとなる「神奈川モデル」として発信することとし、地域に必要なことを独自の創意と工夫によって実現させる取組みを進めることとしています。

「かながわグランドデザイン 実施計画」に位置付けられた9つの「神奈川モデル」について、それぞれ取組みを進めました。

【9つの「神奈川モデル」】

- ・かながわスマートエネルギー構想の推進
- ・医療のグランドデザイン
- ・「いのちの授業」
- ・「水のさと かながわ」づくり
- ・京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の推進
- ・ビッグレスキューかながわ
- ・医食農同源の推進
- ・にぎわい拠点づくり
- ・かながわ国際ファンクラブ

3 今後の地方分権改革の推進に向けて

取組方向1「県民主体の県政の確立」や取組方向3の「県域を越えた広域行政課題への対応の強化」については、県の施策として定着し着実に成果が上がっており、より効果的な施策のあり方を検討しながら、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、取組方向4「これからの神奈川県のあるべきあり方に向けた取組み」については、国の動きが停滞する中で、本県独自に地方自治制度を検討したのですが、大都市制度については、地方制度調査会の検討を踏まえて地方自治法の改正が行われ、道州制についても、国政レベルで議論が開始されましたので、こうした国の動向を注視する必要があります。

一方、取組方向2「広域自治体としての県の機能の純化・強化」については、国からの更なる権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、地方税財政制度の抜本的改革など、多くの課題が残されていることから、実現に向けて国への働きかけを更に強化していく必要があります。



神奈川県

政策局自治振興部広域連携課 電話(045) 210-3147 (直通)
〒231-8588 横浜市中区日本大通 1